

基本方針

近年、ますます複雑・多様化する生活課題等への対応策として、子どもや高齢者、障害者などすべての人々の暮らしや生きがい、社会参加を促進するために、福祉サービスや医療、住まい、その他地域での生活全般を支えるセーフティネット「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが期待されています。

国においては、その体制整備の一つとして社会福祉法を改正し、市町村による地域での包括的支援体制づくりを取りまとめた「地域福祉計画」の策定を努力義務化し、令和元年度には摂津市においても第4期地域福祉計画が策定されました。社会福祉協議会におきましても、連携・協働する形で「社協地域福祉活動計画」を策定し、摂津市における地域課題の解決に取り組む体制づくりがいま、新たにスタートいたします。

社会福祉協議会では、これまで「住民主体の原則」を基本に、生活の基盤である地域を中心として事業を展開してきました。これからも、行政をはじめ地域の福祉関係者や団体、多様な主体と連携、協働に取り組み、誰もが地域社会のことを我が事としてとらえ、地域には様々な住民が存在することを認識し、安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めてまいります。

しかしながら、これらの活動を支える人材の確保については、福祉や介護、医療などの現場における慢性的な人手不足に加え、雇用延長や経済不安といった状況から地域活動への参加者の減少が大きな課題となっています。全国社会福祉協議会では、これら課題へのアプローチの一つとして、地域づくりを意図した「福祉教育」を掲げ、地域共生社会づくりに向けた取り組みとして位置付けています。社会福祉協議会でも、市内の福祉施設にご協力をいただいたボランティア入門講座や週末親子ボランティア体験を実施し、学齢期から地域福祉への関心を持ち、触れ合うことができる機会を作ってまいりました。また、これまで地域や社会活動に関心がない方あるいは機会がなかった方などに向けた、あらゆる世代の必要な学びを意識した「あったかご近所サポーター養成講座」の実施、地元大学生の資格取得のための実習やインターンシップの積極的な受け入れなども引き続き行ってまいります。

法人全体では様々な専門職員が存在し、担当業務等の相違はありますが、職員一人ひとりの強みや関係性を結集し「チーム社協」として、「わがまち摂津」の地域それぞれの特徴、特性を活かしながら、地域主体の組織である自治連合会と民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会の4団体と摂津

市で構成する『つながりのまち摂津』連絡会議としての取り組みをはじめ、自助、互助、公助を基本として「ふれあい、ささえあい、お互い様」と言い合えるまちづくりを目指してまいります。

地域において、お互いが尊重し大切にされ、社会参加と役割をもって一人ひとりが活躍でき、不当な差別や虐待、不利益な扱いなどが起きないように、社会的孤立をさせないように「誰ひとり取り残さない」(SDGs)ということを常に意識した事業運営を行ってまいります。

地域福祉課

校区等福祉委員会がそれぞれの工夫と地域の特徴を取り入れて取り組んでいるサロン活動は毎年、市内全域で400回以上の開催回数となり参加者やボランティアも合わせて延べ1万人を超えるものとなっています。介護予防や健康づくり、子育て支援などその効果は幅広く、地域のつながりづくりにも大きく貢献しているほか、地域共生社会を具体化する場づくりとしての大きな役割を持っています。しかしながら、事業全般に言えることですが、「担い手」の確保が大変難しい状況となっています。活動内容や開催場所等を掲載した冊子やパンフレットを作成するとともに、ホームページやSNSなどによる情報発信を行ってまいります。

ボランティアセンター事業では、自然災害が多発するなか、全国社会福祉協議会が災害発生時の福祉的支援の視点から、広域支援拠点の設置や平時からの人材育成などを提唱しています。社会福祉協議会では、これまでも日頃からの備えと災害発生時に即応できるボランティア等の体制づくりをテーマに取り組んでまいりました。これまでの教訓を踏まえ、関係機関や団体による災害ボランティアネットワークを設置し、迅速な対応や連携、情報交換などを引き続き行ってまいります。また、災害時のボランティア活動の中心的な役割を担う人材育成についても、養成講座や外部研修などを活用し、平時、発生時にかかわらず関係団体等との連携、協力を行いながら体制整備に努めてまいります。また、地域福祉活動支援センターを会場に実施している「ボランティアフェスティバル」については、実施時期や会場、その他内容等の見直しを検討してまいります。若い世代や学生、社会人の方などが参加しやすいよう週末に実施している入門講座や体験プログラムについては、市内の社会福祉施設の運営法人で構成する地域貢献委員会のご協力をいただき、引き続き人材確保、福祉体験の場づくりとして行ってまいります。

市が策定の「第4期地域福祉計画」に合わせて、社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」を策定します。地域共生社会を実現するための考え方として、「具

体的な課題解決を目指すアプローチ」「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」が提案され、社会福祉協議会が実施する事業全般の在り方、考え方についても「断らない相談支援」「社会とのつながりや参加の支援」「地域づくりに向けた支援」といったことを基本に他分野協働によるサービス提供や継続的な伴走型の支援体制づくりを目指してまいります。

人材の確保と地域福祉活動への参加を促進する「あったかご近所サポーター養成講座」は、これまでも増して幅広く市民の方々に参加いただけるよう、ホームページやSNSなどによる情報発信を行うとともに、受講した方々が地域の担い手として活動し、定着できるよう校区等福祉委員会やCSW、生活支援コーディネーターと連携を図ってまいります。

市内4か所の地域福祉活動拠点で実施している「福祉なんでも出張相談」について、相談者の利便性等を考え、各拠点で行われるサロン活動の開催日に合わせて実施するよう変更を行いましたが、さらに開催の周知を図るとともに、より身近で断らない相談支援を目指して開催場所の増加を検討してまいります。

社会福祉施設地域貢献委員会では、社会福祉協議会の地域担当職員とCSW、施設に配置されているCSWが連携を図ることを目的に、ネットワーク会議を開催しています。施設の特性を生かした地域貢献の可能性、具体化に向けて、社協と地域、施設の各側面から引き続き検討、協議を進めてまいります。また、災害時の連携、協力についても情報交換等をあわせて実施してまいります。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業については、地域に暮らす子どもや高齢者、障害者などあらゆる人々が社会的な援護が必要になった時のセーフティネットとして、地域の「困った人」は実は「困りごとを抱えた人」として捉え、相談や助言、伴走型の支援を行っています。現在、社会問題化している「ひきこもり」について、既存の福祉サービスや制度での対応が困難な状況であり、昨年実施したひきこもりに関する勉強会から浮き彫りとなった課題等を踏まえ、引き続き勉強会やカフェなどひきこもりをテーマにした集いを開催するとともに、当事者組織となるひきこもり家族会の結成を視野に取り組みを行ってまいります。

生活支援コーディネーター事業については、高齢者の介護予防と社会参加、社会資源の広報等を中心に事業を行っています。サービス提供の団体との連携や地域の当事者組織の会議やイベント等に出向き、協力する体制づくりを引き続き進めるとともに、多様な地域資源や主体を高齢者の介護予防や社会参加の視点で見つめなおし、地域のつながりづくりや生活支援の事業と結びつけるよう努めてまいります。

昨年、高齢者の福祉に役立ててほしいとの多額の遺贈を受けたことにより、

福祉基金の規程を見直し、法人の安定的運営並びに高齢者や地域福祉活動の推進に寄与できるよう安心・安全を基本に運用、管理を行ってまいります。

居宅介護事業（障害サービス）と訪問介護事業（介護保険サービス）については、社協において両方の事業所を運営しているところから、利用者の包括的支援策である障害から介護への移行がスムーズに行えており、「共生型サービス」としてさらに利用者に寄り添った伴走型のサービス提供に努めてまいります。また、利用者の希望や生活状況に合わせて、より自立した生活を支援することを目的として、新たに訪問介護サービス（保険外サービス）の提供を行ってまいります。サービスの実施にあたっては、利用者の尊厳とそれぞれの身体機能、利用者及びその家族等の意向を踏まえた計画づくりを行い、可能な限り地域で生活できる体制づくりを引き続き支援してまいります。

ライフサポーター事業については、年々増加する65歳以上の高齢者、特に75歳以上の後期高齢者等に対する介護予防や見守りなどが重要となっています。民生委員や関係機関、CSWや地域包括支援センターと連携、協働しながら断らない相談、早期発見へつながるよう事業を行ってまいります。

地域包括支援課

地域包括支援センターの受託から8年を迎えます。高齢者人口の増加に伴い、相談件数は右肩上がりの状況が続き、地域包括ケアシステムの構築が急がれる一方、住み慣れた地域で自立した生活の維持ができるよう、「予防」に重点を置いた支援が重要となっています。その推進に関して、中核的役割を担い取り組む地域包括支援センターは、市との契約に基づく内容や日常の協議等において確認、実施される方向性等を遵守し、社協が行う多様な事業、地域資源などを活用しながら引き続き事業を行ってまいります。

介護予防ケアマネジメント事業では、要介護状態にならず自立した生活が継続できるようにするため、現行のサービスだけではなく多様な地域資源やサービスを活用し、住み慣れた地域で安心した在宅生活がおくれるよう引き続き支援してまいります。

一般介護予防事業では、介護予防に関する情報発信や講座の開催、つどい場や健康づくりグループとの連携、協力をはじめ、介護サービスの未利用者へのアプローチを実施し、予防・啓発に努めてまいります。また、市民向けの介護予防研修会を引き続き開催し、健康で生き生きと介護がいらずに暮らせるお手伝いを行ってまいります。

総合相談支援事業では、高齢者に関わる第一義的な総合相談窓口であり、とりわけ地域、暮らしに密着した身近な窓口として、より積極的な活動が期待さ

れており、窓口の複数配置も含め、検討してまいります。引き続き、医療・保健・福祉の関係機関との連携、協力を基本に、孤立あるいは複層的に課題を抱える高齢者に対して、多様な主体、サービスによる「具体的な課題解決」と「伴走型の支援」によってアプローチを行い、緊急時に即応できるチェックリストなども活用しながら、適切なサービスにつなげるよう行ってまいります。

権利擁護事業では、虐待事案における内容では身体、経済的虐待が多く、後期高齢の方々が対象となる傾向が見て取れ、これらの方々と接点を持つ機会の多い介護支援専門員(ケアマネジャー)に虐待防止のチェックリストを配布し、早期発見、防止に努めてまいります。職員一人ひとりが意識をもって対応するとともに市や関係機関へ相談、助言を引き続き行いながら、虐待防止、被害の軽減を図ってまいります。また高齢者が、近年多発する消費者被害に遭わないよう警察や消費者生活相談ルーム、ライフサポーターその他関係機関と連携して啓発や注意喚起に努めてまいります。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業では、医療機関や専門関係機関などの多職種が連携し、多様な地域資源や多機能なサービスを利用しながら要支援高齢者の在宅生活を支えていくネットワークの拡充に努めてまいります。また、市内の主任ケアマネジャー連絡会の事務局を担い、研修会や共通課題の勉強会などを通じて、情報交換や連携を図るとともに、ネットワークを活用したケアプラン作成の勉強会や障害の相談支援専門員との事例検討会も実施し、センターのPRと情報提供、資質の向上をあわせて行ってまいります。

地域ケア会議では、個別ケース対応を中心にケース会議を引き続き開催するほか、個人情報やプライバシーの保護を十分に意識し、個別のケースから見える地域課題を共有、検討する全体会議を各中学校区で開催してまいります。

指定介護予防支援事業では、予防給付の対象となる要支援認定者が1年間で1,300人を超え、昨年同様に地域包括支援センターでのプラン作成が追いつかない状況が引き続き発生しています。市内外の指定居宅介護支援事業所への紹介や委託を行っていますが、十分な配慮のもと、特定事業者への偏りや地域性などを考慮したものとなるよう努め、保険者の市への報告、協議を引き続き行ってまいります。

認知症総合支援業務では、市民や民生委員、ライフサポーター、CSWなど地域からの情報提供や総合相談事業等で対応したケースなどについて、認知症初期集中支援チームへつなげるなど連携、協力しながら対応してまいります。また、プロジェクトチームへの参画やサポーター養成講座への協力、職員による認知症キャラバンメイトへの受講を促進するなど昨年同様行ってまいります。

在宅医療・介護連携推進事業では、医療や福祉などの関係機関の専門職によ

る多職種が参加する研修会へ引き続き参加し、連携体制の構築が図れるよう、協力してまいります。また、多職種が連携する際に利用している医療介護連携シートを引き続き活用し、スムーズなサービス提供、支援、連携が行われるよう努力してまいります。

令和2年度 事業一覧

地域福祉課 地域係

事業名	実施予定時期	内 容
小地域ネットワーク活動推進事業 ・ 校区等福祉委員会活動の啓発	通年	校区等福祉委員会を単位として要援護者一人ひとりに近隣の住民が見守り活動や援助活動を展開する。 校区等福祉委員会活動の周知と参加促進を図るためにSNS等を活用しあらゆる年齢層に対して啓発を行う。
日常生活自立支援事業 ・ 事業の周知 ・ 関係機関との連携強化と利用者数の拡充 ・ 市民講座の実施	通年	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。 広報紙、講座などを通じて、事業の周知を行う。対象となる方が希望する場合は、関係機関との連携を図りながら、丁寧な対応で利用者の援助に努めるとともに、利用者数の拡充を図る。 日常生活自立支援事業関連講座として実施。事業の利用者のみならず、市民を対象とし、福祉サービスなどに関連した講座を実施する。
移送サービス事業	通年	リフト付き車両によりボランティアが送迎する。
各種相談事業 ・ 心配ごと相談事業 ・ 介護相談 ・ ほほえみコール（電話訪問） ・ 福祉なんでも出張相談	通年	生活者の視点から、様々な市民相談に応じる。より多くの市民へ対応するために地域福祉活動拠点に定期的に職員が出向き相談に応じる。相談事業の周知を徹底するため、更に啓発に取り組む。「福祉なんでも出張相談」については開催場所の増加に取り組む。
老人介護者（家族）の会 ・ つどい場事業等の実施	通年	介護の悩みを持つ当事者同士が情報を共有し、励まし、助け合い、解決していくための会。 会と連携し、介護者や認知症家族が気軽につどえる場をつくり、在宅介護の支援を行う。
ファミリー・サポート・センター事業	通年	「子育ての手伝いをして欲しい方」と「子育てのお手伝いをしたい方」がお互いに助け合う会員制の育児支援活動。 出張説明会・ブログ・学校保護者へのPR（ちらしの配布等）など周知活動を引き続き行い、他機関と連携を更に強化することで、会員の拡充と事業の充実を図る。
共同アピール事業	随時	「つながりのまち摂津をみんなで育もう」をスローガンに地域活動への参加を促進する事業として4団体が協働して啓発や合同研修を行う。
あったかご近所サポーター養成講座事業 ・ 修了者の地域福祉活動への参画	10月頃から	地域で手助けが必要な要支援者を支援する方々を養成し、地域住民同士のささえあい・たすけあいを推進するため連続講座を開催するとともに、修了者が地域福祉活動に積極的に参画する体制づくりをCSWや生活支援コーディネーターと連携し行う。

事業名	実施予定時期	内 容
<p>ボランティアセンター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア入門講座 ・ 週末親子ボランティア活動体験 ・ ボランティアフェスティバル 	<p>通年</p> <p>未定</p>	<p>ボランティア登録とボランティア情報の提供や相談と依頼の受付を行うことで福祉のまちづくりを推進する。広報紙等を利用したPR活動を行う。</p> <p>新規ボランティアの開拓を講座をつうじて積極的に行う。</p> <p>若い世代やファミリー層のボランティア活動への参加を広く呼びかける。</p> <p>ボランティア活動の啓発と参加を呼びかける。</p>
<p>社会福祉施設地域貢献委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の拡充 ・ 研修会 ・ 実務担当者情報交換会 ・ 地域住民との情報交換会 	<p>通年</p>	<p>市内における社会福祉施設が連携し関係機関と協働しながら施設の特性や強みを活かした地域のセーフティーネットを担う事業を展開する。</p> <p>未加入の社会福祉施設へ委員会の参加を呼びかけ連携を図る。</p> <p>CSWと施設CSW、地域担当職員との連携を図るネットワーク会議を実施し情報交換と交流を図る。</p>
<p>災害ボランティアセンター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアネットワーク ・ 災害ボランティアの育成 	<p>随時</p>	<p>大阪北部地震や台風21号時の災害支援活動の経験を活かし、日頃から災害に備え、災害発生時に関係機関と連携し早急かつ円滑に災害ボランティアセンター活動等を行うことができるよう普段から情報共有等を図るネットワークを開催する。</p> <p>災害ボランティアセンターの支援等、災害時におけるボランティア活動に参加する人材育成を行う。</p>
<p>コミュニティソーシャルワーカー事業</p>	<p>随時</p>	<p>制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組む。また、「ひきこもり家族会」の結成に向けた取り組みを実施する。</p>
<p>生活支援コーディネーター事業</p>	<p>随時</p>	<p>支援サービスについてのニーズを把握し、圏域に必要なサービスや活動を開発しながら地域への情報提供と利用者のサービスへ結び付ける。住民主体による生活支援の仕組みづくりを全市域に広げて取り組む。</p>

事業名	実施予定時期	内 容
ふれあい配食サービス事業	通年	市からの委託事業。昼食の確保及び安否確認を目的として実施する。配食委託業者との連携を図りながら、栄養面は元より、食の楽しみを実感する内容の昼食を届ける。
家族介護用品給付事業	通年	市からの委託事業として家族介護用品給付事業における給付券の発行及び郵送事務を行う。
献血推進事業	通年	市内における献血事業の啓発と街頭献血を実施する。献血離れが進む若年者への啓発に取り組む。
会員会費	7月	地域の方々に福祉活動への参加と協力をいただくために会員募集を行う。 会費の趣旨や用途をより周知し、多くの市民に協力を呼びかける。
赤い羽根共同募金 ・街頭募金 ・法人募金	10月	地域福祉の課題解決や民間団体を支援する仕組みとして募金活動を行う。PR活動を拡充し学生や地域福祉活動団体等に街頭募金ボランティア等の参加を呼びかけ実施する。また、募金増額に向けた新たな取組みとして、各種イベント時に募金箱等を設置し、広く呼びかけを行う。 用途をより明確にし、多くの企業・団体へ募金の周知および依頼を行う。
歳末たすけあい運動	12月	新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開する。
広報啓発活動	随時	社協の事業計画・報告や予算・決算をホームページや社協ニュースで開示し広く市民へ周知する。SNS等を活用し各事業について啓発を図る。発行費用軽減のため社協ニュースの紙面を用いて広告を募集する。
福祉用具貸出事業 ・車いす	通年	旅行や怪我などを理由とした一時的な利用や車いすのレンタルに必要な介護保険申請までのつなぎとして、車いすの貸出しを行う。また小学校等が実施する車いす体験の際にも貸出す。
地域ボランティア・小地域ネットワーク事業合同研修会	令和3年3月	地域ボランティア・福祉委員会の方々を対象として、研修を実施。地域活性化や地域交流の視察とボランティア同士の交流などを目的に実施する。
生活福祉資金貸付事業 ・生活困窮者自立支援事業との連携	通年	必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯へ貸付を行い世帯の自立を図る。 資金の貸付にとどまらず、総合相談の一環として本事業を捉え、相談者の自立を効率的に図るため関係機関との連携強化を図る。
社会福祉士等資格取得実習生やインターンシップの受入	6月・11月及び随時	大阪人間科学大学等に通う学生及び市内在住の学生の实習や府社協実施のインターンシップ制度の受け入れを行う。社協特有の内容として地域の福祉活動体験・考察に重点を置く。

事業名	実施予定時期	内 容
居宅介護等事業	通年	<p>障害者の日常生活の援助や身体の介護を行うホームヘルパーや外出時の支援を行うガイドヘルパーの派遣を行う。</p> <p>引き続き職員の資質の向上を図り、利用者の尊厳とそれぞれの身体機能に見合ったサービスを計画し円滑にサービスが提供できるように努める。</p>
訪問介護事業	通年	<p>高齢者の在宅生活を支える訪問介護員（ホームヘルパー）の派遣を行う。</p> <p>介護保険外サービスについて、すでに契約している利用者を対象に日常生活の利便性を高めることを目的に実施する。</p>
ライフサポーター事業	通年	<p>「ひとり暮らしの登録」をされた方に対し安否の確認を行うためライフサポーターが訪問する。</p> <p>生活支援コーディネーターやCSW、認知症支援初期集中支援チーム等との連携を図る。</p>

事業名	実施予定時期	内 容
<p>地域包括支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防ケアマネジメント ・ 一般介護予防事業 ・ 総合相談 ・ 権利擁護 ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援 ・ 指定介護予防支援 ・ 事業所職員研修、市民研修 ・ 地域ケア会議 ・ 職員の資質向上 	<p>通年</p>	<p>高齢者の医療・保健・福祉の向上と虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う。</p> <p>介護予防・生活支援事業対象者及び要支援者に対し自立支援に向けたケアマネジメントを行い、従来のサービスに加え緩和した基準による多様なサービス等の活用を行う。</p> <p>高齢者の要介護状態の軽減や心身状況の低下等を予防するために、市及び関係機関等と連携を図り効率的な介護予防事業を行う。</p> <p>年々増加する相談内容に応じて、医療・保健・福祉の関係機関と連携を図り地域でのネットワークを構築する。</p> <p>高齢者の権利を擁護するため、民生委員をはじめ地域住民と連携し虐待の防止や消費者被害の軽減に努める。</p> <p>支援を要する高齢者とその家族を介護支援専門員が医療機関や地域のサービス事業所と連携を密にして高齢者の在宅生活を支援する。</p> <p>予防給付の対象となる方に、介護予防サービスのケアプランを作成する。ケアプランの作成にあたっては、「介護予防」「自立支援」の観点で必要なサービスが利用できるようなケアマネジメントを行う。</p> <p>事業所職員の資質向上及び高齢者が悪徳商法等の被害に合うことが多いことを鑑みて、研修会を市民・関係団体を対象に実施する。</p> <p>地域包括ケアシステムの構築のため地域に共通した課題を明確化するとともに地域住民と関係機関が連携する会議を実施する。</p> <p>介護保険制度改正に伴い地域包括支援センターの役割は重要となっており、「OJT」等の手法を用いて引き続き職員の資質向上を図る。</p>

